

【アゼルバイジャン経済トピック 107 号】

在アゼルバイジャン日本大使館

2022 年10月11日

令和4年度草の根・人間の安全保障無償資金協力(通称「草の根無償」)

草の根無償は、人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、地域住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与するものです(供与限度額は原則 1,000 万円)。

草の根無償の供与を受けられるのは、開発途上国で活動する NGO、地方公共団体、教育機関、医療機関等の非営利団体です。これまでアゼルバイジャンで採択された草の根無償案件の総数は、283件・約25億円にのぼります。

令和4年度上半期、アゼルバイジャンでは下記5案件が採択され、来る10月19日(水)、当館と各被供与団体との間で草の根無償の贈与契約書に署名します。

レリキ県ソル村診療所建設計画

アグダシュ県アシャギ・ネメタバド村家庭保健センター建設計画

カザフ県・サムフ県救急車両整備計画

ホジャバンド県新ホジャバンド村学校校舎増築及び改修計画

ネフチャラ県ギリミズケンド村学校校舎増築計画

草の根無償で、日本企業の製品を活用することもできます(例:ポンプ、ピックアップトラック、メディカル機器等)。アゼルバイジャンにおける草の根無償の趣旨に賛同し、自社製品の提供(販売)を通じた貢献を希望する日本企業の皆さまは、当館(下記)までご相談ください。

E-mail アドレス:economic@bk.mofa.go.jp

(以上)